

建 築 基 準 法
第 4 3 条 第 2 項 第 1 号
認 定 に 関 す る 判 断 基 準

平成 30 年 9 月

守口市都市整備部建築指導課

建築基準法第 43 条第 2 項第 1 号の認定に関する判断基準

(目的)

第 1 この認定基準は建築基準法(以下「法」という。)第 43 条第 2 項第 1 号の規定における認定に関する判断について必要な事項を定め、もって適正な法の運用を図ることを目的とする。

(運用の原則)

第 2 法第 43 条第 2 項第 1 号の規定による認定の対象は、次に掲げるものとする。

建築基準法施行規則第 10 条の 3 第 1 項各号の規定に該当する建築物は、その敷地が幅員 4 m以上の次のいずれかに掲げる道に 2m以上接するものであることとする。

- (1) 土地改良事業、農道整備事業等による農道
- (2) 河川の管理用の道
- (3) 国又は地方公共団体の管理する道
- (4) 建築基準法施行令(以下「令」という。)第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合する道、かつ、昭和 45 年 6 月 20 日時点で既に建築物が立ち並んでいる道

(用途・規模・構造)

第 3 認定に係る建築物は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 建築物の用途及び規模は、延べ面積(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合にあつては、その延べ面積の合計)が 200 m²以内の一戸建ての住宅であること。
- (2) その敷地が接する道を「道路」と読み替えて建築基準関係規定に適合すること。

(土地所有者等による承諾等)

第 4 第 2 の運用の原則の(4)に該当する道については、当該認定の申請者等が当該道を将来にわたって通行する事について次に掲げる者の承諾があること。

- (1) 当該道の敷地となる土地の所有者。
- (2) 当該道の敷地となる土地に関して権利を有する者。
- (3) 当該道を令第 144 条の 4 第 1 項各号に掲げる基準に適合するように管理する者。

2 その敷地が接する公共用道については通行、給排水等において管理者との協議が整っていること。

(道の整備等)

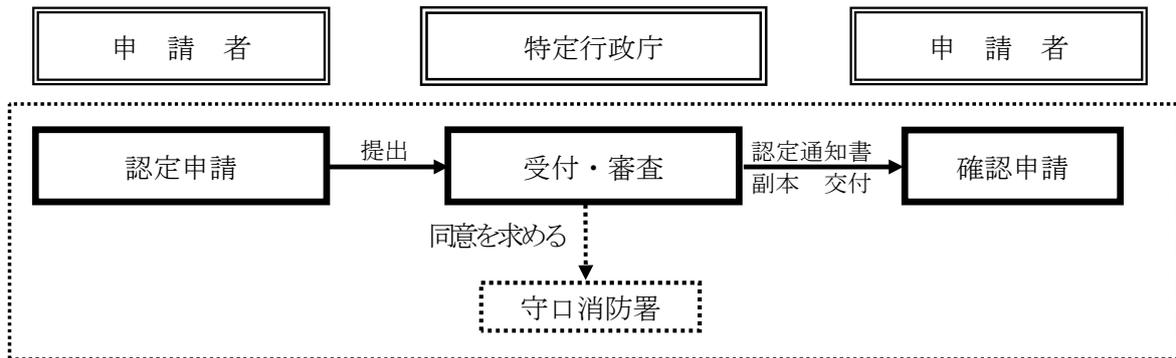
第 5 その敷地が接する道について、一定の舗装の整備がなされていること。

附則

(施行期日)

この基準は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。

認定申請の流れ



認定申請に添付する図書又は書面（守口市建築基準法施行規則第5条・第5条の2）

【認定申請…… 2部】

- ① 認定申請書（省令第48号様式・第10条の4の2関係）
- ② 委任状（代理申請の場合、指定書式はありません）
- ③ 承諾書（承諾書は実印と印鑑証明書が必要）
- ④ 添付図書等

図書の種類	明示すべき事項等	備考
付近見取図	ア 方位、道路及び目標とする地物 イ 敷地の位置 ウ 隣地にある建築物の位置及び用途	
配置図	ア 縮尺及び方位 イ 敷地境界線、敷地内における建築物の位置及び用途並びに申請に係る建築物と他の建築物との別 ウ 土地の高低、敷地と敷地の接する道の境界部分との高低差及び申請に係る建築物の各部分の高さ エ 敷地の接する道路の位置、幅員及び種類 オ 前面道路の反対側又は隣地にある公園、広場、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅	
	カ 地盤面の異なる区域の境界線 キ 用途地域の境界線 ク 建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離	法56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る
各階平面図	ア 縮尺及び方位 イ 間取、各室の用途及び床面積 ウ 工場にあっては作業場、機械設置等の位置 エ 床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法	
床面積求積図	床面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
2面以上の立面図	ア 縮尺 イ 開口部の位置	
2面以上の断面図	ア 縮尺 イ 地盤面	

	ウ 各階の床及び天井（天井のない場合は、屋根）の高さ、軒及びひさしの出並びに建築物の各部分の高さ	
2面以上の断面図	エ 土地の高低 オ 用途地域の境界線 カ 平均地盤面 キ 地盤面及び平均地盤面からの建築物の各部分の高さ ク 隣地又はこれの接続する土地で日影が生ずるものの地盤面又は平均地表面	法56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る
地盤面算定表	ア 建築物の周囲の地面と接する各位置の高さ イ 地盤面を算定するための算式	
敷地面積求積図	敷地面積の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式	
建築面積求積図	建築面積の求積に必要な建築物の各部分の寸法及び算式	
日影図	ア 縮尺及び方位 イ 敷地境界線 ウ 法第56条の2第1項に規定する対象区域の境界線 エ 法別表第4（イ）欄の各項に掲げる地域又は区域の境界線 オ 高層住居誘導地区又は都市再生特別地区の境界線 カ 日影時間の異なる区域の境界線 キ 敷地の接する道路、水面、線路敷その他これらに類するものの位置及び幅員 ク 敷地内における建築物の位置 ケ 平均地盤面からの建築物の各部分の高さ コ 建築物の各部分からの真北方向の敷地境界線までの水平距離 サ 法第56条の2第1項の水平面（以下「水平面」という。）上の敷地境界線からの水平距離5メートル及び10メートルの線（以下「測定線」という。） シ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの各時刻に水平面に生じさせる日影の形状 ス 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に測定線上の主要な点に生じさせる日影時間 セ 建築物が冬至日の真太陽時による午前8時から午後4時までの間に水平面に生じさせる日影の等時間日影線 ソ 土地の高低	法第56条の2第1項の規定により日影による高さの制限を受ける建築物に係るものに限る
日影形状算定表	平均地盤面からの建築物の各部分の高さ及び日影の形状を算定するための算式	
平均地盤面算定表	建築物が周囲の地面と接する各位置の高さ及び平均地盤面を算定するための算式	
現況図	ア 縮尺及び方位 イ 敷地境界線 ウ 敷地内における建築物の位置及び用途 エ 敷地周囲の通路及び空地の配置 オ 隣地にある建築物の位置及び用途 カ 擁壁、門又は塀の位置及び高さ	
地籍図の写し	許可を受けようとする建築物の敷地の地籍図の写し(正本；原本、副本；コピー可)	
登記事項証明書	許可を受けようとする建築物の敷地の登記事項証明書(正本；原本、副本；コピー可)	
その他	市長が必要と認める図書又は書面	

承 諾 書						
			平成 年 月 日			
守 口 市 長 殿		住所 申請者		氏名 実印		
次の道を将来にわたって通行することについて、承諾します。						
この承諾書の記載事項は、事実を相違ありません。						
道の幅員・幅員 別の道の延長	番号	幅員			延長	
			m	m		
			m	m		
			m	m		
道の管理者の 住所及び氏名	住所 氏名 実印					
道の土地 の地名地番	地目	面 積 (㎡) ()内は実施面積	権利の種類	住 所	氏 名	実印
		()				
		()				
		()				
		()				
		()				
		()				
		()				
		()				
合計						

特記事項	
建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合することを示した図面	
図面作成者の住所及び氏名	Ⓜ

[凡 例]

- | | | | | | |
|--------|--|-----|--|-----------------|--|
| 標識の位置 | | 地番界 | | 既存建築物
(用途記入) | |
| 下水・側溝等 | | 敷地界 | | 予定建築物
(用途記入) | |

[注意]

- 1 承諾書の「権利の種類」欄は、道である土地について該当する権利(所有権借地権等)をそれぞれ記入すること。
- 2 延長は、幅員別に記入すること。
- 3 図面には、地番、権利の種類及び氏名を記入すること。
- 4 道の図及び標準断面図を記載し、方位は一致させること。